

**国民保護に関する**

**東秩父村計画**

**平成19年3月**

**(平成23年3月変更)**

**埼玉県秩父郡東秩父村**

# 目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第4章 村の概況	3
第1節 地理的特性	3
第2節 社会的特性	4
第5章 国民保護の実施体制	5
第1節 村の責務	5
第2節 関係機関との連携	8
第3節 他の市町村との連携	9
第4節 公共的団体との協力体制	9
第5節 村民の協力	9
第2編 平時における準備編	10
第1章 情報収集、伝達体制の構築	10
第1節 通信の確保	10
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	10
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	10
第2章 迅速な初動体制の確保	11
第1節 24時間即応体制の確立	11
第2節 職員配備計画の作成	11
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	11
第4節 交代要員等の確保	11
第5節 応援職員の受け入れ	12
第3章 警報の住民への周知	12
第4章 避難の指示	12
第1節 モデル避難実施要領の作成	12
第2節 避難人数の把握	18
第3節 避難指示の周知体制	18
第4節 避難住民集合場所の指定	19
第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	20
第6節 避難のための交通手段の確保	20
第7節 避難候補路の選定	21

第8節 避難住民の運送順序	22
第9節 道路啓開の準備	22
第10節 被災者に対する住宅供給対策	23
<b>第5章 緊急物資の備蓄等</b>	<b>23</b>
<b>第1節 緊急物資の備蓄</b>	<b>23</b>
<b>第2節 装備品の整備</b>	<b>24</b>
<b>第3節 村が管理する施設及び設備の整備等</b>	<b>24</b>
<b>第6章 緊急物資運送計画の策定</b>	<b>25</b>
<b>第1節 運送路の決定基準</b>	<b>25</b>
<b>第2節 応援物資の受入れ体制の整備</b>	<b>25</b>
<b>第3節 応援物資の発送体制の整備</b>	<b>26</b>
<b>第7章 医療体制の整備</b>	<b>27</b>
<b>第1節 初期医療体制の整備</b>	<b>27</b>
<b>第2節 傷病者搬送体制の整備</b>	<b>29</b>
<b>第3節 保健衛生体制の整備</b>	<b>29</b>
<b>第8章 生活関連等施設の管理体制の充実</b>	<b>30</b>
<b>第1節 生活関連等施設の管理体制の整備</b>	<b>30</b>
<b>第9章 文化財保護対策の準備</b>	<b>31</b>
<b>第10章 研修の実施</b>	<b>32</b>
<b>第11章 訓練の実施等</b>	<b>32</b>
<b>第1節 村の訓練</b>	<b>32</b>
<b>第2節 民間における訓練等</b>	<b>33</b>
<b>第12章 村民との協力関係の構築</b>	<b>33</b>
<b>第1節 消防団の充実・活性化の促進</b>	<b>33</b>
<b>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</b>	<b>34</b>
<b>第3節 ボランティアとの協力関係の構築</b>	<b>34</b>
<b>第4節 村民の意識啓発等</b>	<b>35</b>
<b>第3編 武力攻撃事態等対処編</b>	<b>36</b>
<b>第1章 実施体制の確保</b>	<b>36</b>
<b>第1節 全庁的な体制の整備</b>	<b>36</b>
<b>第2節 村対策本部の組織等</b>	<b>37</b>
<b>第3節 関係機関との連携体制の確保</b>	<b>41</b>
<b>第4節 村対策本部の廃止</b>	<b>43</b>
<b>第5節 村民との連携</b>	<b>43</b>
<b>第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策</b>	<b>44</b>

第1節 特殊標章等の交付	44
第2節 安全確保のための情報提供	45
<b>第3章 住民の避難措置</b>	<b>48</b>
第1節 警報の通知の受入れ・伝達	48
第2節 緊急通報の伝達	49
第3節 避難の指示等	50
第4節 避難住民の運送手段の確保	52
第5節 避難路の選定と避難経路の決定	53
第6節 避難路の交通対策の実施	53
第7節 避難誘導の実施	53
第8節 避難の指示の解除	54
<b>第4章 避難住民等の救援措置</b>	<b>54</b>
<b>第5章 武力攻撃災害への対処措置</b>	<b>61</b>
第1節 対処体制の確保	61
第2節 応急措置等の実施	62
第3節 保健衛生対策の実施	64
第4節 動物保護対策の実施	64
第5節 廃棄物対策の実施	65
第6節 文化財保護対策の実施	65
<b>第6章 情報の収集・提供</b>	<b>65</b>
第1節 被災情報の収集・提供	65
第2節 安否情報の収集・提供	66
第3節 各措置機関における安否情報の収集	68
<b>第4編 村民生活の安定編</b>	<b>69</b>
第1章 物価安定のための措置	69
第2章 避難住民等の生活安定措置	69
第3章 生活基盤等の確保のための措置	69
第4章 応急復旧措置の実施	70
<b>第5編 財政上の措置編</b>	<b>72</b>
第1章 損失補償	72
第2章 損害補償	72
第3章 被災者の公的徴収金の減免等	72
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	73
<b>第6編 緊急対処事態対処編</b>	<b>74</b>
第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置	74